

令和8年度指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等業務〔石鎚山系〕実施要領

1 業務名

令和8年度指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等業務〔石鎚山系〕

2 業務の目的

希少で地域特異性の高い植物が多く生息する西日本最高峰の石鎚山を含む石鎚山系地域においては、ニホンジカによる自然植生被害が確認され被害の拡大が懸念されているが、同地域が高標高域にあり国指定石鎚山系鳥獣保護区でもあるため有害鳥獣捕獲等の実施頻度が低い。

本業務は、石鎚山系において集中的に個体群管理の強化を図るため、令和8年度愛媛県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）に基づき、ニホンジカの捕獲事業を実施するものである。

3 業務の期間

契約締結の日から令和9年1月29日まで

4 業務の対象地域

石鎚山系地域（西条市）

5 業務の計画

受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに捕獲等事業の内容について県と協議のうえ、「業務計画書」を作成して県に提出すること。

6 業務の内容

令和8年度指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等業務〔石鎚山系〕仕様書（案）に基づき実施するものとする。

7 再委託の禁止

本業務の再委託は原則認めない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合はこの限りでない。